平成25年3月4日規程第5号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)における受託研究の取扱いについて、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号)(以下「機構規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、受託研究とは、本校において民間等外部の機関(個人を含む。) (以下「委託者」という。)からの委託を受けて職務として行う研究で、これに要する費用を委託者が負担するものをいう。

(受入れの原則)

第3条 受託研究は、当該研究が本校の教育研究上有意義であり、教育研究に支障がない と認められる場合に受け入れできるものとする。

(受入れの条件)

- 第4条 受託研究として受け入れる場合は、次の各号に定める条件を付すものとする。
  - 一 委託者が一方的に中止することはできないこと。
  - 二 受託研究の結果,知的財産権が生じた場合には,これを委託者に無償で使用させ, 又は譲与することができないこと。
  - 三 本校が受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
  - 四 本校がやむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本校はその責を負わないものとする。この場合、委託者にその事由を書面により通知するものとする。
  - 五 前号の場合において、受託研究に要する経費は、原則、委託者に返還しない。ただし、特に必要と認める場合は、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は 一部を返還することがあること。
- 2 校長は,前項各号に定めるもののほか,必要と認める条件がある場合には,その都度, 定めることができる。
- 3 校長は、委託者が国(国からの補助金等を受け、その再委託又は再々委託により研究を委託する者を含む。)、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方公共団体である場合は、契約担当役と協議の上、第1項第3号の条件を付さないことができる。

(受入れの手続き)

第5条 校長は、受託研究の受入れにあたっては、委託者に受託研究申込書(別紙様式1) を提出させるものとする。 2 委託者は、受託研究の申込みにあたり、あらかじめ本校教員(以下「研究担当者」という。)実施内容等を協議しなければならない。

(受入れの決定)

- 2 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書(別紙様式2) により委託者、研究担当者及び契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

- 第7条 契約担当役は、前条第2項に基づき、委託者と受託研究の契約を締結するものと する。
- 2 契約担当役は、前項により契約を締結したときは、校長にその旨を報告するものとする。

(受託研究の中止等)

- 第8条 研究担当者は、受託研究遂行上やむを得ない事由により当該受託研究を中止し、 又はその期間を延長する必要が生じたときは、受託研究中止等申請書(別紙様式3)を 校長に提出するものとする。
- 2 校長は、前項による申請があったときは、外部資金受入審査委員会の議を経て、これ を決定し、受託研究中止等決定通知書(別紙様式4)により委託者、研究担当者及び契 約担当役に通知するものとする。
- 3 契約担当役は、前項に基づく通知を受けたときは、速やかに委託者と受託研究契約の 解除又は変更契約の締結を行い、その旨を校長に報告するものとする。

(受託研究完了の報告)

- 第9条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書(別紙様式 5)により校長に報告するものとする。
- 2 校長は、前項に基づく報告を受けたときは、契約担当役に通知するものとする。
- 第10条 この規程に定めるもののほか,受託研究の実施に関し必要な事項は,校長が別に 定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。附 則(令和5年5月16日 一部改正)

この規程は、令和5年5月16日から施行する。

### 受託研究申込書

年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

(委託者)

所在地

機関名

代表者名

印

新居浜工業高等専門学校受託研究取扱規程第5条に基づき、下記のとおり申込みます。

記

- 1. 研究題目
- 2. 研究目的及び概要
- 3. 研究に要する経費

円(消費税を含む)

(内訳: 直接経費

円,間接経費

円,委託料

円)

4. 希望する研究期間

年 月 日 ~ 年 月 日

- 5. 希望する研究担当者
- 6. 研究に提供する物品等
- 7. 事務連絡先(担当者名,電話番号等)
- 8. その他

#### 別紙様式1

/	12.	
(	/干)	
١,	<u> </u>	

広報を目的として、新居浜高専ウェブサイト等で【研究題目】【委託機関名】及び【新居浜高専側研究担当者名】を公表することがあります。趣旨をご理解いただき、ご了承いただきますようお願いいたします。

事情により公表できない場合は、次のチェックボックスにチェックを入れてください。

委託機関名公表不可
研究題目公表不可

### 受託研究受入決定通知書

年 月 日

(委託者)

研究担当者

契約担当役 殿

#### 新居浜工業高等専門学校長

印

年 月 日付けで申込みのあった下記研究について,受託研究として受け入れることに決定しましたので通知します。

(また,受入決定に伴う受託研究契約の締結については,本校契約担当役から別途御連絡を差し上げますので,よろしくお願いいたします。)

記

- 1. 研究題目
- 2. 研究に要する経費

円 (消費税を含む)

(うち 直接経費 円,間接経費 円)

3. 研究期間

年 月 日 ~ 年 月 日

- 4. 研究担当者
- 5. 研究用に受け入れる物品等
- 6. その他

# 受託研究中止等申請書

年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

研究担当者

印

下記のとおり受託研究を 中止・期間延長 したいので、申請します。

記

- 1. 研究題目
- 2. 契約研究期間
- 3. 中止する日又は延長したい期間
- 4. 中止又は期間延長する理由

## 受託研究中止等決定通知書

年 月 日

研究担当者 委託者 契約担当役 殿

新居浜工業高等専門学校長

印

下記のとおり受託研究を中止・期間延長 することを決定しましたので,通知します。

記

- 1. 研究題目
- 2. 契約研究期間
- 3. 中止する日又は延長する期間
- 4. 中止又は期間延長する理由

## 受託研究完了報告書

年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

研究担当者

印

下記のとおり受託研究が完了しましたので、報告します。

記

研究題目						
研究成果の 要						
研究期間						
委託機関						
	直	接経費	間接経費	受託料	合	計
	設備費	円				
研究に要した	消耗品費	円				
経費(消費税込)	旅費	円				
	その他	円				
	計	円	円	円		円
その他参考と						
なる事項						